

## 三重県子ども・子育て会議認定こども園認可等部会運営要領

### (目的)

第1条 この要領は、三重県子ども・子育て会議設置条例（平成25年6月28日三重県条例第63号）第8条の規定に基づき設置された三重県子ども・子育て会議認定こども園認可等部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- 一 幼保連携型認定こども園の設置及び廃止等の認可に関する事項
- 二 幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖の命令に関する事項
- 三 幼保連携型認定こども園の認可の取消しに関する事項

### (組織)

第3条 部会に属する委員（以下「委員」という。）は、三重県子ども・子育て会議の委員又は専門委員で構成する。

### (会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

- 2 部会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、部会に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 5 委員は、当該議事に直接の利害関係を有するときは、その審議に加わることができない。

### (三重県子ども・子育て会議への報告)

第5条 部会長は、部会の調査審議事項を三重県子ども・子育て会議に報告する。

### (雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営その他必要な事項は、部会長が定める。

### 附則

この要領は、平成27年3月12日から実施する。